

香川県があなたの設備投資を応援します！

県内で製造業を営む中小企業の皆さまへ

設備投資利子補給補助のご案内



県内で製造業のための設備投資を実施し、その資金として金融機関から借り入れた借入金利子の一部を県が補助します。

設備投資の借入金利子への補助が 年間最大200万円、最長7年間 受けられます！

補助対象者	<p>次の要件の全てに該当する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○香川県に本社又は事業所を有する申請者(会社、個人)である。 ○主として製造業を営んでいる。 ○県税を完納している。 ○BCP(事業継続計画)を策定している、又は策定期限までにBCPを策定する予定※である。 <p>※2回目に到来する交付申請兼実績報告書の提出期限までにBCPを策定しなければ、2回目以降の補助金の交付申請手続きを行うことができなくなります。</p>
補助対象設備投資	<p>次の要件の全てに該当する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○香川県内での設備投資であること。 ○設備投資に対して、国、自治体などからの助成を受けていないこと。 ○製造に直接関わる設備投資であり、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①工場の新築、増改築、取得。(土地の取得は対象外です。) ②試験研究施設の新築、増改築、取得。(土地の取得は対象外です。) ③機械及び装置の取得。
補助対象借入金	<ul style="list-style-type: none"> ○設備投資に対して、金融機関から証書貸付により1,000万円以上の融資を受ける借入金であること。
補助額	<ul style="list-style-type: none"> ○1月1日から12月31日までの間(以下「算定期間」という。)に支払われた補助対象利子について、年利率1%以下の部分に相当する額の3/4を補助します。 ○補助額の限度額: 100万円/算定期間 <優遇措置あり> <ul style="list-style-type: none"> ①香川県中小企業BCP優良取組認定事業所・かがわ地方創生SDGs登録事業者は200万円/算定期間まで補助します。 ②令和7年4月1日以降に事業承継者(注)となった者が、事業承継者となった日から3年以内に行った設備投資は200万円/算定期間(補助率10/10)まで補助します。 <p>(注)県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人事業に限る。</p>
補助期間	<ul style="list-style-type: none"> ○最初の利子(融資が実行された日の当日に支払われた利子を含む。)が支払われた日の属する月から84か月以内の返済日(約定日)に実際に支払われた利子を対象とし補助します。

【お問い合わせ先】香川県経営支援課 商業・金融グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(県庁東館6階)
TEL:087-832-3345 E-mail:keiei@pref.kagawa.lg.jp

詳しくは、県のホームページをご覧ください。



手続きの流れ

補助金の申請が1年目と2年目以降では手続きが違いますので、以下の手順に添い、ご申請ください。



【補助金申請が1年目の方】※①と②両方の手続きを行ってください。

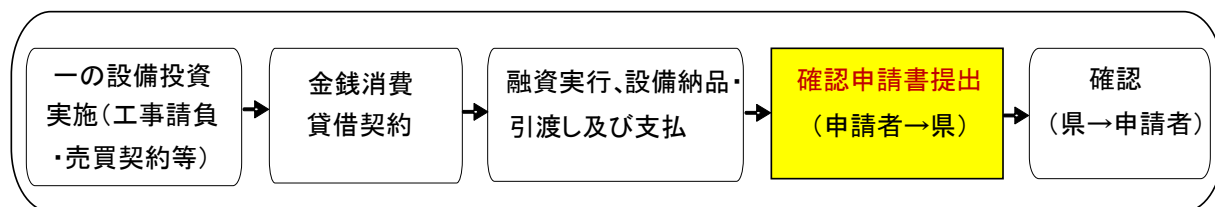
① 確認申請手続き(初年度1回のみ必要な手続き)

申請期間: 令和8年4月1日～令和9年2月1日まで

＜手続きの流れ＞

融資実行並びに一の設備投資に係る納品、引渡し及び支払の全てが完了した日の属する年の翌年1月末日までに手続きを行ってください。

※提出期限が土日祝の場合は翌営業日が締め切りとなります。

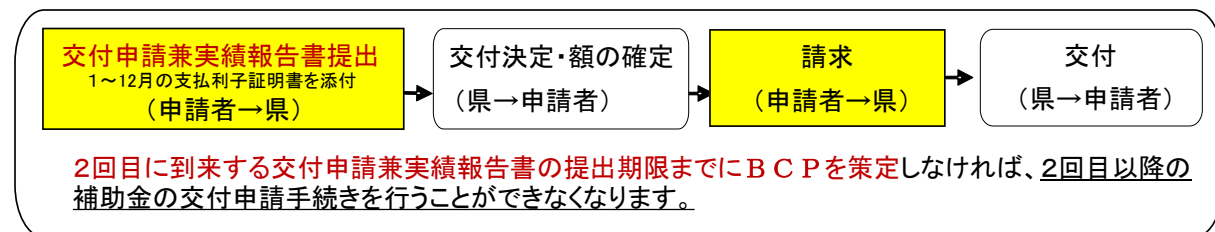


② 交付申請兼実績報告手続き(毎年度、必要な手続き)

申請期間: 令和8年4月1日～令和9年3月1日まで

＜手続きの流れ＞

毎年1～12月の各約定日に実際に支払われた補助対象利子に対して手続きを行ってください。



【補助金申請が2年目以降の方】※上記②の手続きを行ってください。

※補助対象期間が終了するまで、毎年度、上記②交付申請兼実績報告手続きを行ってください。(①確認申請手続きは、2年目以降、不要です。)

申請期間: 令和8年4月1日～令和9年3月1日まで

～詳しくは、香川県商工労働部経営支援課
利子補給補助金のホームページをご覧ください～

県ホームページID

12008

